

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する 規則

〔平成28年1月21日〕
規則第3号
改正 平成29年10月5日
規則第27号
平成31年4月19日
規則第17号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則（平成28年規則第2号）に定める年俸制適用教員（以下「評価対象教員」という。）の業績評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（業績等の審査）

第2条 評価対象教員の業績評価（以下「業績評価」という。）は、教育、学生生活の支援、研究、社会貢献、管理運営の5領域について行う。

2 業績評価は、本学が別に定めて実施する教員の自己点検・評価についての評価結果の評点を活用するものとする。

（評価期間等）

第3条 業績評価は毎年度実施し、業績評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、業績評価を実施しないものとする。

- (1) 前条第2項に規定する評価の対象とならないとき
- (2) その他学長が業績評価を実施しないことが適当であると認めるとき

（評価実施体制）

第4条 業績評価の実施等は、役員会が行うものとする。

（エフォート率設定）

第5条 評価対象教員は、年度の期首に「エフォート率設定書」（別紙様式1）を作成のうえ、学長に提出するものとする。

- 2 学長は、提出された「エフォート率設定書」の内容を確認するものとする。
- 3 前項の「エフォート率設定書」の内容が不適切と判断される場合には、学長は当該評価対象教員と面談のうえ、再提出させるものとする。

（評価区分の決定）

第6条 評価区分は、第2条第2項に規定する教員の自己点検・評価の評点（各領域50点満点）を活用し、次の各号に定める算定方法に基づき、役員会の議を経て学長が決定する。

- (1) 各領域の評点満点の2分の1の点数（25点）から各領域の評点の平均値を減じて、各領域の評点調整値を算出する。ただし、1点未満は切り捨てるものとする。
- (2) 各領域の評点に、前号で算出した各領域の評点調整値を加えて、各領域の調整後

の評点を算出する。ただし、50点を超える場合は50点とする。

- (3) 前号で算出した各領域の調整後の評点（50点満点）を各領域5点満点に換算する。
- (4) 前号で換算した点数に、「エフォート率設定書」記載の各領域のエフォート率を乗じた点数を算出し、5領域の合計点（5点満点）を求める。
- (5) 前号で求めた合計点を評価点（小数点第2位を四捨五入）とし、次の表に応じた評価区分とする。

評価点	評価区分
学長の特別措置	SS評価
4.3以上5.0	S評価
3.5以上4.3未満	A評価
2.8以上3.5未満	B評価
2.2以上2.8未満	C評価
1.4以上2.2未満	D評価
0.5以上1.4未満	E評価
0.5未満	F評価

- 2 評価期間中に国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号）第49条又は第50条に規定する懲戒処分等を受けた評価対象教員の評価区分は、次の表に掲げる評価区分とする。ただし、前項において算定された評価区分がF評価の場合、評価区分の変更は行わないものとする。

処分の区分	評価区分
訓告又は嚴重注意	前項において算定された評価区分の1区分下位
懲戒（減給又は戒告）	E評価
懲戒（停職）	F評価

- 3 第3条の規定により、業績評価を実施しない評価対象教員の評価区分は、C評価とする。
- 4 評価区分のSS評価については、別に定める。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評価対象教員の総数に占める評価区分数の割合は、次の各号に掲げる割合に調整するものとする（SS評価は除く。小数点第1位以下を切り上げ）。ただし、評価対象教員が6人以下の場合は調整しないものとする。
 - (1) S評価 100分の3以内
 - (2) A評価 100分の7以内
 - (3) B評価 100分の10以内
- 6 前項に掲げる割合は、上位の評価区分の割合を下位の評価区分の割合に流用することができるものとする。

（評価区分の通知）

第7条 学長は、前条までの規定により決定された評価区分について、「評価区分決定通知書」（別紙様式2）により、評価対象教員に通知するものとする。

(不服の申立て)

第8条 評価対象教員は、前条の規定による通知に対して不服がある場合は、原則として30日以内に「評価区分決定に関する不服申立書」(別紙様式3)により、学長に申立てをすることができる。

2 学長は、前項の申立てに基づき、役員会において審議した結果について、「評価区分再決定通知書」(別紙様式4)により、当該評価対象教員に通知するものとする。

3 前項の審議結果、評価区分に変更が生じた場合でも、他の評価対象教員に係る評価区分は変更されないものとする。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月21日から施行する。

附 則 (平29.10.5規則第27号)

この規則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則 (平31.4.19規則第17号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

年俸制適用教員のエフォート率設定書

所属：

職名：

氏名： 印

1. 業績評価対象期間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 31 日

2. 業績年俸計算期間 令和 年 10 月 1 日～令和 年 9 月 30 日

3. 評価領域とエフォート率設定

各評価領域のエフォート率設定 (注)					
教 育	学生生活 の支援	研 究	社会貢献	管理運営	合 計
%	%	%	%	%	100%

注 5つの評価領域のエフォート率は5%刻みで設定して、合計が100%になるように記入してください。

ここでのエフォート率とは、評価対象教員が評価期間中において、各領域(教育、学生生活の支援、研究、社会貢献、管理運営)に用いる業務時間割合等を参考とし、それぞれの領域をどの程度重視しているかを表現するものです。

なお、エフォート率の下限は5%となっております。

令和 年 月 日

年俸制適用教員の評価区分決定通知書

殿

国立大学法人鹿屋体育大学長

○ ○ ○ ○

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則第9条の規定により、決定された評価区分について、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1. 評価区分 | 評価 |
| 2. 業績評価対象期間 | 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 3 1 日 |
| 3. 業績年俸計算期間 | 令和 年 1 0 月 1 日～令和 年 9 月 3 0 日 |

注 評価区分の決定に不服がある場合は、この通知書を受領してから30日以内に、「評価区分決定に関する不服申立書」（別紙様式3）により、学長に申し立てることができます。

令和 年 月 日

年俸制適用教員の評価区分決定に関する不服申立書

国立大学法人鹿屋体育大学長 殿

所属：

職名：

氏名： 印

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則第10条第1項の規定により、決定された評価区分について、不服申し立ていたします。

記

1. 決定された評価区分 評価
2. 業績評価対象期間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 3 1 日
3. 業績年俸計算期間 令和 年 1 0 月 1 日～令和 年 9 月 3 0 日
4. 不服申立ての理由

令和 年 月 日

年俸制適用教員の評価区分再決定通知書

殿

国立大学法人鹿屋体育大学長

○ ○ ○ ○

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則第10条第2項の規定により、再度決定された評価区分について、下記のとおり通知します。

記

1. 再度決定された評価区分 評価
2. 業績評価対象期間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 3 1 日
3. 業績年俸計算期間 令和 年 1 0 月 1 日～令和 年 9 月 3 0 日